

総基番第 28 号  
平成 24 年 5 月 11 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
代表取締役社長 山田 隆持 殿

総務省総合通信基盤局長  
桜井 俊

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の  
在り方に関して講ずべき措置について（要請）

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方については、別添のとおり情報通信審議会より答申（平成 24 年 3 月 1 日情通審第 23 号）がなされたところである。

答申では、携帯電話の電話番号数の拡大策としての 070 番号の開放（以下「070 番号の開放」という。）及び携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入（以下「番号ポータビリティの導入」という。）が、携帯電話の電話番号数として十分な番号容量の確保、携帯電話と PHS の利用者の利便性の向上及び関係事業者間の競争促進に資するとされ、また、070 番号の開放については遅くとも平成 26 年初頭までに開始、番号ポータビリティの導入については平成 26 年度内の導入を目指し、調整に取り組むことが適当との結論が出された。

これを受けて、当省において検討した結果、070 番号の開放及び番号ポータビリティの導入に向けて、貴社におかれては、関係事業者と協力し、当該答申において示された下記の事項に関して適切な措置を講ずることが適当との結論を得たので、その旨要請する。

## 記

### 1 070 番号の開放に関する措置

以下の点について、平成 24 年 6 月末までに当省に報告するとともに、その後 3 か月ごとに、070 番号が利用可能となるまでの間、当省に報告すること。

- (1) 070 番号の開放に伴う利用者保護に関するもの  
070-Cによる携帯電話とPHSの区別に関する周知の状況
- (2) 070 番号の開放の開始時期に関するもの  
070 番号の開放に向けた貴社ネットワークの改修についてのスケジュール及びその進捗状況

## 2 番号ポータビリティの導入に関する措置

番号ポータビリティの導入による公正競争の確保に努めるとともに、以下の点について、平成 24 年6月末までに当省に報告するとともに、その後3か月ごとに、番号ポータビリティが導入されるまでの間、当省に報告すること。

- ・番号ポータビリティの導入時期に関するもの

- ア 番号ポータビリティの導入に向けた貴社ネットワークの改修についてのスケジュール及びその進捗状況

- イ 番号ポータビリティの導入に関する周知の状況

以上

(別添)

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方について  
情報通信審議会（平成 24 年 3 月 1 日情通審第 23 号（抄））

#### 第 4 章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての 070 番号の開放について

##### (1) 新たな携帯電話の電話番号としての 0A0 番号の開放について

このため、中長期的な視点から、携帯電話の電話番号数として十分な番号容量を確保することが必要である。その際、携帯電話の電話番号数の拡大策として、携帯電話の電話番号である 090 及び 080 番号を桁増しすることは、携帯電話が多くの国民に普及している現在の状況においては、ネットワーク改修や周知に相当な費用や期間を要する。従って、桁増しによる対応ではなく、本章では、現在使用されている 090 及び 080 番号以外の 0A0 番号の開放について、番号の有効利用や事業者ネットワークに与える影響、識別性の確保や利用者保護の観点から検討を行い、携帯電話の新たな電話番号として 070 番号を導入することが適当としたものである。

##### イ 070 番号の開放について

これらの理由から、携帯電話の電話番号の需要が増加し、現在の電話番号の不足が見込まれる平成 26 年初頭以降も、電話番号の不足等により、携帯電話サービスの普及や発展に支障が生じることがないように、070 番号を携帯電話に開放し、中長期的な視点に立って携帯電話の需要に対処することが適当である。

##### (3) 070 番号の開放に伴う利用者保護について

このため、固定電話からの発信の際の携帯電話と PHS 間のサービス・料金に係る違いや、基本料金内での携帯電話間及び PHS 間の無料通話サービス等については、利用者から見た場合、基本的には 070-C により識別を行うことが可能であると考えられる。よって、利用者に対して、070-C による携帯電話と PHS の区別についてしっかりと周知する必要がある。

##### (4) 070 番号の開放の開始時期について

携帯電話の電話番号数の拡大策として、平成 24 年より、速やかに 070 番号の PHS との共用による影響等が予想されるサービスへの対応も含めた準備を開始し、遅くとも平成 26 年初頭までには 070 番号の共用が開始できるよう関係事業者間による準備や調整等を進めることが適当である。

#### 第 5 章 携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入について

## (1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

このように、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入は、移動体通信市場における多様な通信手段の提供に資するとともに、番号ポータビリティの利用者への直接的な便益だけでなく、携帯電話とPHS間の料金やサービス等に係る競争を促進し、番号ポータビリティを直接利用しない者に対しても間接的な便益の向上が見込まれる。こうしたことから、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当である。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入した場合、利用者は携帯電話とPHS間の移転手続きの簡素化により、先に述べたような災害時等において音声サービスが繋がりがやすいことを理由に、災害時等においてコミュニケーションの重要性から、PHSへの移転を希望する者にとってPHSを選択しやすい環境がもたらされると言える。

また、同一番号のまま選択できる移動通信手段が増えることで、移動体通信市場における多様な通信方式の利用を容易にし、我が国の移動体通信市場の発展に資することとなると考えられる。

なお、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入によって、今後の移動体通信市場における携帯電話とPHSの料金・サービス競争がどのように進展するかについて、総務省は引き続き、市場動向を注視していく必要がある。

## (4) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入による公正競争の確保について

事業者は、番号ポータビリティの実施にあたっては、特定の事業者との間で有利または不利な条件を結ぶことがないよう、公平に番号ポータビリティが行われるよう努めなければならない。

利用者利便の観点からは、一部の事業者間においてのみの利用可能とすると、契約している携帯電話事業者によってPHSへの番号ポータビリティが利用できないことになり、番号ポータビリティの仕組みが複雑となるなど、利用者の利便性を損なうため、携帯電話の番号ポータビリティと同様、特定の事業者間だけでなく全社によって実施されることが適当である。

## (5) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

### ① 070番号の共用開始と番号ポータビリティの導入のタイミング

携帯電話の電話番号の不足に備えて行う070開放と利用者利便の向上等の観点から行う番号ポータビリティの導入は、事業者によるネットワーク改修の点において重複する点も多いものの、利用者保護に係る周知や識別の仕組みの導入等、確認すべき点も別途あることから、電話番号の不足を解消するために早期に実施すべき070番号の導入時期とは、必ずしも同時に行うべきとする必要性はないと考えられる。なお、事業者ごとにネットワーク改修の内容は異なるため、改修を同時に行うか、別に行うか、いずれが効率的かという点については、基本的には事業者の判断に委ねられる。

## ②携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっては、①事業者によるネットワーク改修に必要な期間、②利用者への周知に必要な期間を考慮することが求められる。

事業者ネットワークの改修に必要な期間に関しては、携帯電話側のPHSへの番号ポータビリティ機能の実装のほか、PHSにおいては、既存の携帯電話の番号ポータビリティの仕組みを新たに導入する必要があるため、こうしたPHS事業者による準備や携帯電話とPHS間の調整等を踏まえて、事業者ネットワークの改修に要する期間として、2～3年程度の期間が必要と見込まれる。関係事業者は、番号ポータビリティ導入を円滑に進めるため、その技術的仕様やコスト等について早期に明らかにする必要がある。

利用者への周知に必要な期間については、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に伴い、両サービスの内容や料金等に関する十分な周知期間を置いて、導入されることが適当である。

このため、総務省や関係事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努めるとともに、準備状況等に係るフォローアップを行いつつ、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。

なお、最終的に、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である。